

特定間伐等の実施の促進に関する基本的な方針  
(茨城県間伐等森林整備推進計画)

平成20年10月  
茨城県

## 〈本計画の趣旨〉

我が国においては、京都議定書の第一約束期間(2008～2012年度)におけるCO<sub>2</sub>(二酸化炭素)森林吸収目標(年間平均1300万炭素トン)の確保を図るため、国、地方公共団体、森林・林業関係者、さらには国民が協力して間伐等の森林整備を積極的に推進することが求められている。

そのため、国では「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法(以下「間伐等促進法」という。)」を制定し、森林吸収目標を達成するための取組を強力に促進しているところである。

また、近年の林業採算性の悪化等から、県内でも、森林所有者による健全な森林の維持・造成に必要な間伐等の森林整備が十分に行われず、森林の持つ公益的機能の低下が危惧されている。

このような状況から、本県では「特定間伐等の実施の促進に関する基本的な方針」(以下「基本方針」という。))を策定し、県、市町村、森林・林業に関わるすべての県民が一体となって積極的かつ計画的に間伐等の森林整備に取り組み、上記の課題を改善し、安全で快適な県民生活に寄与することとする。

また、間伐等促進法に基づき市町村が策定する「特定間伐等促進計画」に関する基本的事項については、国が「特定間伐等の実施の促進に関する基本指針」等で定めるもののほか、この基本方針において定めるものとする。

なお、基本方針に掲げる事項の推進に当たっては、従来からの国補・県単による補助事業を活用するとともに、新たに本県で導入した「森林湖沼環境税」の財源を効果的に活用するものとする。

## 1 森林整備に係る現状と課題

### (1) 本県の森林の現況

本県は太平洋に面し、北部は阿武隈山地の南端部に位置する八溝山地、久慈山地、多賀山地の山々が連なり、南部は霞ヶ浦、北浦、利根川に接した田園地帯が広がっており、首都圏に位置しながら緑豊かな自然環境に恵まれた県土を有している。

このうち森林面積は、県土面積の約3分の1を占める18万8千haとなっており、この森林に占める私有林面積は14万3千haである。

また、本県では、戦後復興に供する旺盛な木材需要に応えるため、スギ・ヒノキの造林が積極的に進められた結果、現在では6万4千haの面積が植林され、この面積は私有林の45%に達している。

また、スギ・ヒノキ林は、住宅等に使用する木材供給源を担っているとともに、水源のかん養や国土保全機能、さらには、地球温暖化防止のための二酸化炭素吸収源などとして多面的な機能を発揮しており、本県を代表する森林である。

### (2) 森林整備の課題

スギ・ヒノキの私有人工林面積は6万4千haであり、うち間伐等の森林整備を必要

とする3～9 齡級の林分は53%を占める約3万4千haとなっている。

また、主伐期を迎えた10 齡級以上のスギ・ヒノキ林は、全体の46%を占める約2万9千haとなっており、本県の森林資源は年々充実している。

しかしながら、近年、木材価格の低迷等のため林業採算性が悪化するなど、森林所有者の経済的負担が大きくなり、健全な森林の維持・造成に必要な間伐等の森林整備が十分に行われず、森林の持つ公益的機能の低下が危惧されている。

また、木材の積極的な活用が見込まれる10 齡級以上のスギ・ヒノキ人工林についても、主伐時の林業収益の減少に伴う長伐期化や林業採算性の悪化等により、森林所有者の植栽・保育経費の負担が増大し、そのため「伐採し、木材を利用し、苗木を植栽する」といったサイクルが滞っている状況にある。

#### ア 森林所有者の森林整備に対する意識

間伐等の森林施業により生産された原木の販売は、木材価格の長期低迷等から収益性が極めて低く採算がとれないなどから、森林所有者の経営・森林整備に対する意欲は減退している状況にある。このため、計画的な間伐の推進が困難となっている。

また、森林所有者の高齢化や世代交代の進行と相まって、森林に対する関心が低下し、森林の放置化や除間伐等の森林整備が緊急に必要な森林の増加が顕在化している。

#### イ 林業労働力の減少・高齢化

県内の林業就業者数は、平成17年の国勢調査によると596人で、平成2年の同調査での1,090人から15年間で約半数まで減少している。

また、林業就業者の年齢を見ると50歳代が27%、60歳以上が34%を占めるなど高齢化が進行している。この傾向で推移すると平成22年には、約500人まで減少することが見込まれる。

このように、林業就業者の減少・高齢化が急速に進む中、全国的な取組である森林吸収源対策や、本県の森林機能緊急回復整備事業に係る間伐等の森林整備量の増大に対応した林業労働力の確保・育成を推進する必要がある。

#### ウ 森林整備のための路網の整備

木材価格の低迷等により林業収益性は悪化し、適正な森林整備の推進が図れない状況となっている。このようななか、計画的に森林整備を推進するための方策として、生産・施業コストの削減を促進するため、作業の効率化を図る施設及び機械等の活用が必要となっている。

このため、作業現場までの移動時間の短縮や、伐採・搬出・運搬に至る作業の効率化を図るための林道・作業道等の路網の整備が必要であるとともに、併せてより効率的な森林施業を行うためには高性能林業機械等の活用が不可欠であることから、これらの機械の作業基盤となる作業路等の計画的な整備が必要である。

## エ 木材利用の推進

木材の利用を推進することは、伐採、植栽、間伐等の森林整備や資源循環型社会の構築につながるとともに、地球温暖化の原因である二酸化炭素の吸収源対策など森林が持つ公益的機能の高度発揮に貢献し、県民の安全で快適な生活にも寄与するものであることから、木材需要を拡大するとともに、公共施設、公共事業等での利用はもとより、広く県民に対してのPRや利用のための助成等を積極的に図る必要がある。

## 2 特定間伐等に関する基本的な考え方

### (1) 本県の区域内における特定間伐等の実施の促進の目標

本県の平成14年度から18年度の5カ年間の民有林における自力等を含む間伐等実施面積は6,252haであった。地球温暖化防止に向けた森林吸収目標の達成等、森林の多面的な機能の持続的発揮のため、県内民有林において、平成20年度から平成24年度までの5カ年間に実施すべき間伐等の目標面積は10,550ha（年平均2,110ha）とする。

なお、目標を達成するため次の各号に掲げる森林整備を重点的に推進していくこととする。

#### ① 茨城県間伐促進全体計画調査結果に基づく間伐

平成18年度に実施した間伐促進全体計画調査の結果に基づき、スギ又はヒノキ林で「おおむね3年以内に間伐を行う必要がある」と判断された森林（以下「A判定森林」という。具体的には、下層植生の衰退あるいは土壌の流失等がみられ、森林の健全性を維持する観点から、早急に間伐を実施することが必要な森林をいう。）については、緊急かつ計画的に間伐を推進する。

なお、森林所有者の経済的負担をなくして計画的に森林整備を推進するため、森林湖沼環境税を財源として活用するとともに、既存の国庫補助や県単独事業と併用して森林整備を推進することとする。

#### 《参考》

##### ○ 間伐促進全体計画調査結果

調査面積	判定区分			
	A	B	C	D
26,668ha	13,874ha	8,332ha	3,107ha	1,355ha

(参考)判定区分ごとの森林の状況

A判定：下層植生の衰退あるいは土壌の流失等がみられる森林

B判定：過密で林内照度が不足し、下層植生の衰退、土壌の流失等が懸念される、又は形質不良木、被圧木等が本数割合でおおむね3割以上ある、又は形状比が高い（90以上）など風害等を受けるおそれが高い森林

C判定：A、B以外の森林

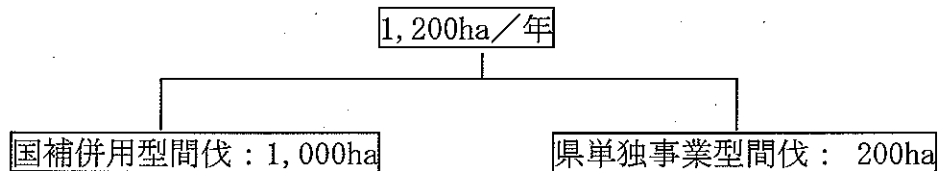
D判定：調査の結果スギ・ヒノキでない、又は3～9齢級以外であったもの

○ 森林整備計画面積

13,874ha（A判定森林）÷10年＝1,387ha≒1,400ha

このうち水源かん養又は山地災害防止機能が高い森林 約1,200ha

○ 森林整備の方法



②従来の補助事業による間伐

森林所有者の管理努力により、これまで年間800ha程度の間伐が県内で実施されてきている。これらの間伐は、国・県・市町村道の主たる道路や林道等に隣接しているなど、作業効率が良く、施業コストが低いなど施業条件の良い森林を中心に行われてきているため、今後とも施業条件に恵まれ、森林所有者の経営意欲が高く自助努力で行われる箇所については、従来の国補、県単補助事業の制度により間伐を推進する。

③森林ボランティア等による間伐

県民の森林に対する関心の高まりから、広く県内で活動する森林ボランティアが組織されたり、活動も年々活発化、拡大化してきている。

この結果、森林ボランティア等による森林整備面積は近年着実に増加していることから、今後も森林ボランティア等の活動を支援し、県民参加による森林整備を推進するとともに、森林所有者の自力による間伐や関連事業による間伐について促進を図るものとする。

(2) 特定間伐等の実施を促進するための措置を講ずべき区域の基準

市町村が特定間伐等促進計画において定める「特定間伐等促進区域」については、間伐が適正に実施されていない森林や従来の間伐等の実施状況等を勘案しつつ、以下の考え方により設定するものとするが、要間伐森林を含めてその解消に努めるほか、平成24年度までに間伐等を実施することが適当と認められる区域を幅広く設定するものとする。

①間伐を必要とする人工林がまとまって存在する森林であること

②造林未済地等であって、造林を促進することが適当な森林であること

なお、区域設定に当たり、間伐等の対象となる人工林に介在して天然林が含まれて

いる場合には、それらを包括的に区域設定することとし、間伐取組に係る団地化等の区域図により示された各団地の範囲をもって区域設定することができるものとする。

### (3) 特定間伐等促進計画の作成に関する事項

市町村が策定する特定間伐等促進計画については、以下の考え方で策定するものとする。

#### ① 事業の実施方法等

間伐面積及び材積，造林樹種及び面積，実施時期等の計画事項は，市町村森林整備計画に照らして適当と認められるものであることを確認した上で計画に記載すること

#### ② 事業実施の確実性

事業実施主体の施業能力，資金計画，森林所有者等の意向等からみて，事業が確実に実施されると見込まれるものであること

#### ③ 目標達成に向けた計画的かつ集中的な事業の実施

特定間伐等の実施の促進の目標達成に向けて，適切な施業が行われていないと認められる人工林における間伐の実施，造林未済地の早期の解消に向けた造林等についての促進に十分に配慮すること

#### ④ 関係者の合意形成等

地域内の関係者の意見を幅広く計画に反映するとともに，森林組合等の林業事業体による提案制度を活用して計画を作成すること

### (4) 特定間伐等の実施の促進に関する重要事項

特定間伐等促進計画を策定しようとする市町村は，特定間伐等促進計画の達成を図るうえで重要な次の各事項から必要に応じて配慮事項を定めるものとする。

#### ① 森林施業の共同化の促進に関する事項

市町村や間伐実施者は，森林施業の受委託契約や施業実施協定の締結の促進，不在村森林所有者への働きかけ等を通じ，効率的・効果的な間伐の実施に努めること

更には，これらの取組を通じて，森林施業計画の作成等につなげていくこと

#### ② 担い手の育成・確保に関する事項

特定間伐等の事業の担い手となる林業事業体の育成，林業従事者の確保を図ること

#### ③ 森林施業の合理化に関する事項

現地の地形，路網整備状況，森林施業の集約化，高性能林業機械の導入等により施業の合理化を図ること

#### ④ 間伐材の利用の促進に関する事項

間伐材の搬出は，資源の有効利用に寄与し，林業採算性を向上させることにより森林所有者等の実質的な経済的負担を軽減することに寄与することから，地域の実情に即し，間伐対象森林の現況に応じた利用方法（柱材，集成材用ラミナ，チップ等）を考慮のうえ，間伐材の利用の促進を図ること

### 3 特定間伐等に係る具体的な取組方策

事項	取組方策
①県における間伐等の推進体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県は、間伐を推進するための合意形成、意識の高揚を図るため関係市町村をはじめ、森林組合等の林業事業体、さらには木材・製材等の関係林業団体との連携を今まで以上に強化するとともに、各地域の林業指導所の普及指導職員等を通じて市町村、森林組合、及び森林所有者等に対して密着した普及・指導を行うことにより、間伐の実効性を高めることとする。</li> </ul>
②市町村における間伐等推進体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村は、間伐等の積極的な実施に向けて森林所有者等への働きかけを行うとともに、広報誌等を活用し間伐等の必要性の普及啓発に努めることとする。</li> <li>・市町村長は、管轄する区域内の森林について、「森林機能緊急回復整備事業計画」を策定し、計画的に間伐等の森林整備を行うこととする。</li> <li>・市町村が委嘱する間伐推進員と連携を強化し、市町村内の森林に対して施業の団地化・集約化を図り、効率的な森林整備が行えるよう努めるものとする。</li> <li>・市町村は、管轄する区域内の森林整備を確実に進めるため、森林組合や林業事業体等との連携を強化し、適正な労働力の配分による森林整備が行えるよう努めるものとする。</li> </ul>
③市町村の間伐推進員に対する指導・助言	<ul style="list-style-type: none"> <li>・普及指導職員等は、間伐推進員が、担当する区域内の森林所有者等との連携を強化し、集団的、団地的に間伐を推進するための活動に対して関係市町村と連携し助言を行うこととする。</li> </ul>
④森林組合・林業事業体等の活動への指導・助言	<ul style="list-style-type: none"> <li>・普及指導職員等は、関係市町村の森林組合・林業事業体等が、間伐等の森林整備を確実に、かつ効率的な推進が図られるよう、関係市町村や間伐推進員等と連携し、指導・助言を行うこととする。</li> <li>・普及指導職員等は、関係市町村の森林組合・林業事業体等が効率的な間伐等の森林整備を行うための基盤となる作業道等の路網の整備に対して、関係市町村や間伐推進員と連携し、路網の配置等について指導・助言を行うこととする。</li> </ul>
⑤森林所有者等への指導・助言	<ul style="list-style-type: none"> <li>・普及指導職員等は、森林所有者等が自らの労働力により間伐等の森林整備を行う場合においては、関係市町村や間伐推進員と連携しながら、選木等森林整備の基礎となる工程について指導・助言を行い、計画的かつ適正な間伐が行えるよう努めることとする。</li> </ul>

【参考資料】

1. 県内の年度別間伐面積

年度 区分	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	備考
	面積 (ha)	面積 (ha)	面積 (ha)	面積 (ha)	面積 (ha)	
造林補助事業	819	656	758	1,019	994	
治山事業	122	118	87	77	54	
その他	364	428	306	185	265	
合計	1,305	1,202	1,151	1,281	1,313	6,252

(造林補助事業の市町村別内訳)

年度 市町村	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	備考
	面積 (ha)	面積 (ha)	面積 (ha)	面積 (ha)	面積 (ha)	
北茨城市	30	30	62	35	42	国補・県単
高萩市	117	72	122	97	122	〃
日立市	20	21	37	53	53	〃
常陸太田市	176	101	153	178	195	〃
大子町	259	239	208	451	394	〃
常陸大宮市	142	111	110	93	100	〃
笠間市	30	21	22	26	26	〃
城里町	10	21	7	17	10	〃
石岡市	24	30	29	27	38	〃
つくば市	0	0	0	0	3	〃
桜川市	6	6	8	4	5	〃
水戸市	1	1	0	1	1	県単
那珂市	0	0	0	0	2	〃
小美玉市	2	1	0	0	0	〃
茨城町	2	0	0	0	0	〃
鉾田市	0	1	0	3	0	〃
神栖市	0	0	0	34	0	〃
かすみがうら市	0	1	0	0	0	〃
阿見町	0	0	0	0	3	〃
合計	819	656	758	1,019	994	

\* 5ヶ年間の平均間伐面積は849ha(うち国補平均面積は736ha, 県単は113ha)となっている。

## 2. 県内の年度別造林面積

区分		H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	備考
国補	再造林	45	43	41	48	35	
	拡大造林	17	17	12	8	10	
県単	再造林	3	4	3	3	1	
	拡大造林	30	30	26	17	14	
計	再造林	48	47	44	51	36	
	拡大造林	47	47	38	25	24	
	合計	95(35)	94(34)	82(31)	76(27)	60(21)	

\* ( ) 内の面積はスギの植栽面積を表す。